

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第54号	さいたま市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	法務・コンプライアンス課	令和6年12月27日
条例第55号	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和6年12月27日
条例第56号	さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和6年12月27日
条例第57号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和6年12月27日
条例第58号	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教 職 員 給 与 課	令和6年12月27日
条例第59号	さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	学 事 課	令和6年12月27日
条例第60号	さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生 活 福 祉 課	令和6年12月27日
条例第61号	さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例及びさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	いきいき長寿推進課	令和6年12月27日
条例第62号	さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	南 部 児 童 相 談 所	令和6年12月27日
条例第63号	さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	のびのび安心子育て課	令和6年12月27日
条例第64号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	保 育 課	令和6年12月27日
条例第65号	さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について	環 境 施 設 管 理 課	令和6年12月27日
条例第66号	さいたま市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について	河 川 課	令和6年12月27日
条例第67号	さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住 宅 政 策 課	令和6年12月27日
条例第68号	さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	水 道 計 画 課	令和6年12月27日

さいたま市条例第54号

さいたま市公告式条例の一部を改正する条例

さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例の公布） 第2条　[略] 2　条例の公布は、<u>市のホームページに設置した掲示場に掲示すること（公布する事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。）により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、別表の掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。</u>	（条例の公布） 第2条　[略] 2　条例の公布は、<u>別表の</u>掲示場に掲示することにより行うものとする。
（規程の公表） 第4条　規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入しなければならない。</u> 2　第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。<u>この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して公表を行うときは、市長印を押さなければならない。</u>	（規程の公表） 第4条　規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入して、市長印を押さなければならない。</u> 2　第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。
（その他の規則及び規程の公表） 第5条　[略] 2　前条の規定は、市の機関の定める規程（別に定	（その他の規則及び規程の公表） 第5条　[略] 2　前条の規定は、市の機関の定める規程（別に定

めのあるものを除く。以下同じ。)で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、同条第2項中「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

めのあるものを除く。以下同じ。)で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(さいたま市監査委員条例の一部改正)

- 2 さいたま市監査委員条例(平成13年さいたま市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第11条 監査に関する公表は、さいたま市公告式条例(平成13年さいたま市条例第3号) <u>第2条第2項の例により行</u> う。	(公表) 第11条 監査に関する公表は、さいたま市公告式条例(平成13年さいたま市条例第3号) <u>第2条第2項に規定する揭示場に揭示して行</u> う。

(さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 3 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年さいたま市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例による方法</u> (2) [略]	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法</u> (2) [略]

(さいたま市財政状況の公表に関する条例の一部改正)

- 4 さいたま市財政状況の公表に関する条例（平成13年さいたま市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法) 第4条 財政状況の公表は、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例により</u>行うものとする。 2 [略]	(公表の方法) 第4条 財政状況の公表は、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場に掲示することにより</u>行うものとする。 2 [略]

(さいたま市市税条例の一部改正)

- 5 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(公示送達) 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）<u>別表</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	(公示送達) 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）<u>第2条第2項</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
---	---

(さいたま市屋外広告物条例の一部改正)

6 さいたま市屋外広告物条例（平成14年さいたま市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法) 第21条の2 法第8条第2項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）<u>第2条第2項の例により</u>行うものとする。	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法) 第21条の2 法第8条第2項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）<u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示して</u>行うものとする。

(さいたま市都市公園条例の一部改正)

7 さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第12条 法第27条第5項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第12条 法第27条第5項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条

例第 3 号) 第 2 条第 2 項の例により行うものとする。

例第 3 号) 第 2 条第 2 項に規定する揭示場に揭示して行うものとする。

さいたま市条例第55号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条　〔略〕 2　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　〔略〕 3　〔略〕	(期末手当) 第5条　〔略〕 2　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　〔略〕 3　〔略〕

第2条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第56号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の

内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第57号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額 <u>31万円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]	(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額 <u>30万9,200円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]
(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分</u>	(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分</u>

の<u>61.25</u>」とする。 4～6 [略] （勤勉手当） 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 [略] （寒冷地手当） 第31条 [略] 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては<u>1万1,400円</u>（扶養親族のある職員（規則で定める職員を除く。）にあっては、<u>1万9,800円</u>）、その他の職員にあっては<u>8,200円</u>とする。 3～5 [略]	の<u>58.75</u>」とする。 4～6 [略] （勤勉手当） 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 [略] （寒冷地手当） 第31条 [略] 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては<u>1万200円</u>（扶養親族のある職員（規則で定める職員を除く。）にあっては、<u>1万7,800円</u>）、その他の職員にあっては<u>7,360円</u>とする。 3～5 [略]
---	---

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	179,300	256,000	290,100	321,600	361,300	401,200	453,400	511,300
	2	180,500	257,600	291,700	323,300	363,600	403,700	456,300	514,100
	3	181,600	259,100	293,300	324,900	365,800	406,100	459,100	516,900
	4	182,700	260,700	294,900	326,500	368,100	408,600	462,000	519,700
	5	183,800	262,200	296,500	328,100	370,300	411,000	464,800	522,500
	6	185,400	263,800	298,100	329,700	372,600	413,500	467,600	525,200
	7	187,000	265,300	299,700	331,300	374,800	415,900	470,300	527,900
	8	188,600	266,800	301,300	332,900	377,000	418,400	473,100	530,600
	9	190,100	268,300	302,900	334,500	379,200	420,800	475,800	533,300
	10	191,900	269,800	304,500	336,100	381,500	423,300	478,600	535,800
	11	193,600	271,300	306,100	337,700	383,700	425,700	481,300	538,200
	12	195,300	272,800	307,700	339,300	385,900	428,200	484,100	540,600
	13	197,000	274,200	309,300	340,900	388,100	430,600	486,800	543,000
	14	198,800	275,600	310,900	342,500	390,400	432,900	489,300	545,000
	15	200,500	277,000	312,500	344,100	392,600	435,200	491,700	547,000
	16	202,200	278,400	314,100	345,700	394,800	437,500	494,200	549,000
	17	203,900	279,800	315,700	347,300	397,000	439,800	496,600	550,900
	18	205,700	281,200	317,300	348,900	399,200	442,100	498,800	552,600
	19	207,400	282,600	318,900	350,500	401,400	444,400	501,000	554,200
	20	209,100	284,000	320,500	352,100	403,600	446,700	503,200	555,800
	21	210,800	285,400	322,100	353,700	405,700	449,000	505,400	557,400
	22	212,600	286,800	323,700	355,300	407,800	450,600	507,000	558,800
	23	214,300	288,200	325,200	356,900	409,900	452,200	508,500	560,200
	24	216,000	289,600	326,800	358,500	412,000	453,800	510,000	561,600
	25	217,700	290,900	328,300	360,100	414,100	455,300	511,500	562,900
	26	219,000	292,200	329,900	361,700	416,000	456,900	512,800	
	27	220,300	293,500	331,400	363,300	417,800	458,500	514,000	
	28	221,600	294,800	333,000	364,900	419,700	460,100	515,200	
	29	222,900	296,100	334,500	366,500	421,500	461,600	516,400	
	30	224,200	297,400	336,100	368,100	423,000	463,100	517,300	
	31	225,400	298,600	337,600	369,700	424,500	464,600	518,200	
	32	226,700	299,800	339,200	371,300	426,000	466,100	519,100	
	33	227,900	301,000	340,700	372,900	427,400	467,500	519,900	
	34	229,200	302,200	342,300	374,500	428,700	468,700	520,600	
	35	230,400	303,400	343,800	376,100	430,000	469,900	521,300	
	36	231,700	304,600	345,400	377,700	431,300	471,100	522,000	
	37	232,900	305,800	346,900	379,300	432,500	472,200	522,700	
	38	234,100	307,000	348,500	380,900	433,800	473,400		
	39	235,300	308,200	350,000	382,500	435,000	474,600		
	40	236,500	309,400	351,600	384,100	436,300	475,800		
	41	237,700	310,600	353,100	385,600	437,500	476,900		
	42	238,900	311,800	354,700	387,200	438,300	477,900		

43	240,100	313,000	356,200	388,700	439,100	478,900	
44	241,300	314,200	357,700	390,300	439,900	479,900	
45	242,500	315,400	359,200	391,800	440,700	480,800	
46	243,700	316,600	360,700	393,100	441,500	481,500	
47	244,900	317,800	362,200	394,300	442,200	482,200	
48	246,100	319,000	363,700	395,600	442,900	482,900	
49	247,300	320,200	365,200	396,800	443,600	483,600	
50	248,500	321,400	366,600	398,000	444,200	484,300	
51	249,700	322,600	367,900	399,100	444,800	484,900	
52	250,900	323,800	369,200	400,300	445,400	485,600	
53	252,100	325,000	370,500	401,400	446,000	486,200	
54	253,300	326,200	371,600	402,200	446,500	486,900	
55	254,500	327,400	372,600	402,900	447,000	487,500	
56	255,700	328,600	373,700	403,700	447,500	488,100	
57	256,900	329,800	374,700	404,400	448,000	488,700	
58	258,100	330,900	375,700	405,100	448,500		
59	259,200	331,900	376,600	405,700	449,000		
60	260,400	333,000	377,600	406,300	449,500		
61	261,500	334,000	378,500	406,900	450,000		
62	262,700	334,900	379,400	407,500	450,500		
63	263,800	335,800	380,300	408,100	450,900		
64	265,000	336,700	381,200	408,700	451,400		
65	266,100	337,600	382,100	409,200	451,800		
66	267,200	338,500	383,000	409,800	452,300		
67	268,300	339,300	383,800	410,300	452,700		
68	269,400	340,200	384,700	410,800	453,200		
69	270,400	341,000	385,500	411,300	453,600		
70	271,400	341,800	386,300	411,700	454,000		
71	272,300	342,600	387,100	412,000	454,300		
72	273,200	343,400	387,900	412,400	454,700		
73	274,100	344,200	388,600	412,700	455,000		
74	275,000	345,000	389,400	413,100	455,400		
75	275,900	345,800	390,100	413,400	455,800		
76	276,800	346,600	390,900	413,800	456,200		
77	277,700	347,300	391,600	414,100	456,500		
78	278,600	348,100	392,300	414,500			
79	279,500	348,900	392,900	414,800			
80	280,400	349,700	393,500	415,200			
81	281,300	350,400	394,100	415,500			
82	282,100	351,000	394,700	415,800			
83	282,800	351,500	395,300	416,100			
84	283,500	352,000	395,900	416,400			
85	284,200	352,500	396,400	416,600			
86	284,700	353,000	396,900	416,900			
87	285,100	353,500	397,400	417,200			
88	285,500	354,000	397,900	417,500			
89	285,900	354,500	398,300	417,700			

	90		355,000	398,800					
	91		355,500	399,300					
	92		356,000	399,800					
	93		356,400	400,200					
	94		356,900	400,600					
	95		357,400	401,000					
	96		357,900	401,400					
	97		358,300	401,800					
	98		358,800	402,200					
	99		359,200	402,600					
	100		359,700	403,000					
	101		360,100	403,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,100	247,200	270,100	293,300	309,800	331,000	365,400	414,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	611,400
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	612,400
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	613,400
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	614,400
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	615,400
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	616,400
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	617,400
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	618,400
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	619,400
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	620,400
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	621,400
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	622,400
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	623,400
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	624,400
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	625,400
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	626,400
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	627,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	628,400
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	629,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	630,400
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	631,400
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	632,400

	44	396,100	452,100	503,600	560,000	633,400
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	634,400
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	635,400
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	636,400
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	637,400
	49	399,400	459,100	511,700	565,200	638,400
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	639,400
	51	400,400	462,400	514,300	567,000	640,400
	52	400,900	464,000	515,600	567,900	641,400
	53	401,400	465,600	516,600	568,700	642,400
	54	401,800	466,800	517,900	569,600	643,400
	55	402,200	468,000	519,200	570,500	644,400
	56	402,600	469,100	520,500	571,400	645,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300	646,400
	58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		476,900	528,700	580,200	
	67		477,500	529,400	581,100	
	68		478,100	530,300	582,000	
	69		478,400	531,200	582,900	
	70		479,000	532,000	583,800	
	71		479,700	532,900	584,700	
	72		480,400	533,800	585,600	
	73		480,800	534,600	586,500	
	74		481,400	535,500	587,400	
	75		482,100	536,400	588,300	
	76		482,800	537,100	589,200	
	77		483,200	537,900	590,100	
	78		483,800	538,800	591,000	
	79		484,400	539,700	591,900	
	80		484,900	540,600	592,800	
	81		485,400	541,400	593,700	
	82		485,900	542,300	594,600	
	83		486,400	543,200	595,500	
	84		486,900	544,100	596,400	
	85		487,300	544,900	597,300	
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800	549,300		
	91		490,400	550,200		

	92		490,800	551,100		
	93		491,300	551,900		
	94		491,900	552,800		
	95		492,500	553,700		
	96		493,000	554,600		
	97		493,500	555,400		
	98			556,300		
	99			557,200		
	100			558,100		
	101			558,900		
	102			559,800		
	103			560,700		
	104			561,600		
	105			562,400		
	106			563,300		
	107			564,200		
	108			565,100		
	109			565,900		
	110			566,800		
	111			567,700		
	112			568,600		
	113			569,400		
	114			570,300		
	115			571,200		
	116			572,100		
	117			572,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	192,400	221,900	297,900	338,000	379,300	445,800
	2	194,000	223,100	299,700	340,000	381,800	448,200
	3	195,600	224,200	301,400	342,000	384,200	450,600
	4	197,200	225,400	303,100	344,000	386,700	453,000
	5	198,700	226,500	304,800	345,900	389,100	455,300
	6	200,300	227,700	306,600	347,900	391,600	457,700
	7	201,900	228,800	308,300	349,900	394,000	460,100
	8	203,500	230,000	310,000	351,900	396,400	462,500
	9	205,000	231,100	311,700	353,800	398,800	464,800
	10	206,600	232,300	313,400	355,700	401,200	467,200
	11	208,200	233,400	315,100	357,600	403,600	469,600
	12	209,800	234,600	316,800	359,500	406,000	472,000
	13	211,300	235,700	318,500	361,400	408,400	474,300
	14	212,900	236,900	320,200	363,300	410,600	475,700
	15	214,500	238,000	321,900	365,200	412,800	477,000
	16	216,100	239,200	323,600	367,100	415,000	478,400
	17	217,600	240,300	325,300	369,000	417,100	479,700
	18	219,200	241,500	327,000	370,900	419,100	481,100
	19	220,800	242,600	328,700	372,800	421,000	482,400
	20	222,400	243,800	330,400	374,700	423,000	483,800
	21	223,900	244,900	332,100	376,600	424,900	485,100
	22	225,400	246,100	333,800	378,400	426,500	486,500
	23	226,800	247,200	335,500	380,100	428,100	487,800
	24	228,200	248,400	337,200	381,900	429,700	489,200
	25	229,600	249,500	338,800	383,600	431,300	490,500
	26	230,800	250,700	340,400	385,400	432,600	491,800
	27	232,000	251,800	342,000	387,100	433,800	493,100
	28	233,200	253,000	343,600	388,900	435,000	494,400
	29	234,300	254,100	345,200	390,600	436,200	495,600
	30	235,300	255,300	346,800	392,400	437,500	496,800
	31	236,300	256,400	348,400	394,100	438,700	498,000
	32	237,300	257,600	350,000	395,900	439,900	499,200
	33	238,200	258,700	351,500	397,600	441,100	500,400
	34	239,200	259,900	353,100	399,400	442,300	501,400
	35	240,200	261,000	354,700	401,100	443,500	502,300
	36	241,200	262,200	356,300	402,900	444,700	503,200
	37	242,100	263,300	357,800	404,600	445,900	504,100
	38	243,100	264,500	359,300	406,400	446,700	
	39	244,100	265,600	360,800	408,100	447,400	
	40	245,100	266,800	362,300	409,900	448,100	
	41	246,000	267,900	363,800	411,600	448,800	
	42	247,000	269,100	365,100	413,400	449,600	
	43	248,000	270,200	366,400	415,100	450,300	
	44	249,000	271,400	367,700	416,900	451,000	

	45	249,900	272,500	369,000	418,600	451,700	
	46	250,900	273,700	370,300	420,200	452,300	
	47	251,900	274,800	371,500	421,700	452,900	
	48	252,900	276,000	372,700	423,300	453,500	
	49	253,800	277,100	373,900	424,800	454,100	
	50	254,800	278,300	375,100	426,200	454,700	
	51	255,800	279,400	376,300	427,500	455,300	
	52	256,800	280,600	377,500	428,900	455,900	
	53	257,700	281,700	378,600	430,200	456,500	
	54	258,700	282,900	379,600	431,300		
	55	259,700	284,000	380,600	432,400		
	56	260,700	285,200	381,600	433,500		
	57	261,600	286,300	382,500	434,600		
	58	262,600	287,700	383,500	435,500		
	59	263,600	289,100	384,400	436,300		
	60	264,600	290,500	385,400	437,100		
	61	265,500	291,800	386,300	437,900		
	62	266,500	293,300	387,200	438,700		
	63	267,500	294,800	388,000	439,500		
	64	268,500	296,300	388,900	440,300		
	65	269,400	297,700	389,700	441,100		
	66	270,400	299,200	390,500	441,800		
	67	271,400	300,700	391,200	442,500		
	68	272,400	302,200	391,900	443,200		
	69	273,300	303,600	392,600	443,800		
	70	274,300	305,100	393,300			
	71	275,300	306,600	394,000			
	72	276,300	308,100	394,700			
	73	277,200	309,500	395,300			
	74	278,200	311,000	396,000			
	75	279,200	312,500	396,600			
	76	280,200	314,000	397,300			
	77	281,100	315,400	397,900			
	78	282,100	316,900	398,600			
	79	283,100	318,400	399,200			
	80	284,100	319,900	399,800			
	81	285,000	321,300	400,400			
	82	286,000	322,800	401,100			
	83	287,000	324,200	401,700			
	84	288,000	325,700	402,300			
	85	288,900	327,100	402,900			
	86	289,900	328,300	403,600			
	87	290,800	329,400	404,200			
	88	291,700	330,600	404,800			
	89	292,600	331,700	405,400			
	90	293,400	332,800	406,100			
	91	294,100	333,900	406,700			
	92	294,900	335,000	407,300			

	93	295,600	336,000	407,900			
	94	296,300	337,000	408,500			
	95	296,900	337,900	409,100			
	96	297,500	338,900	409,700			
	97	298,100	339,800	410,300			
	98		340,500	410,900			
	99		341,100	411,500			
	100		341,700	412,100			
	101		342,300	412,700			
	102		343,000	413,300			
	103		343,600	413,800			
	104		344,300	414,400			
	105		344,900	414,900			
	106		345,600				
	107		346,200				
	108		346,800				
	109		347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,300	251,800	271,900	286,800	301,500	356,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	202,000	241,900	277,600	299,900	337,300	380,800
	2	203,700	243,100	278,700	301,400	339,400	383,300
	3	205,400	244,200	279,800	302,900	341,400	385,800
	4	207,100	245,300	280,900	304,400	343,400	388,300
	5	208,800	246,400	281,900	305,800	345,400	390,700
	6	210,500	247,600	283,000	307,400	347,500	393,100
	7	212,200	248,700	284,100	308,900	349,500	395,400
	8	213,900	249,800	285,200	310,400	351,500	397,700
	9	215,600	250,900	286,200	311,900	353,500	400,000
	10	217,300	252,000	287,400	313,500	355,600	402,400
	11	219,000	253,100	288,500	315,000	357,600	404,700
	12	220,700	254,200	289,700	316,500	359,600	407,000
	13	222,400	255,300	290,800	318,000	361,600	409,300
	14	224,100	256,200	292,100	319,700	363,700	411,400
	15	225,800	257,000	293,400	321,300	365,700	413,400
	16	227,500	257,800	294,700	323,000	367,700	415,500
	17	229,200	258,600	295,900	324,600	369,700	417,500
	18	230,900	259,500	297,300	326,400	371,800	419,600
	19	232,600	260,300	298,600	328,100	373,800	421,600
	20	234,300	261,100	300,000	329,900	375,800	423,600
	21	236,000	261,900	301,300	331,600	377,800	425,600
	22	237,700	262,800	302,700	333,400	379,900	427,300
	23	239,400	263,600	304,000	335,100	381,900	429,000
	24	241,100	264,400	305,400	336,900	383,900	430,700
	25	242,800	265,200	306,700	338,600	385,900	432,400
	26	244,500	266,100	308,100	340,500	387,900	433,900
	27	246,100	266,900	309,400	342,400	389,900	435,400
	28	247,700	267,700	310,800	344,300	391,900	436,900
	29	249,300	268,500	312,100	346,200	393,800	438,300
	30	250,100	269,400	313,500	348,100	395,700	439,800
	31	250,900	270,200	314,800	350,000	397,500	441,200
	32	251,700	271,000	316,200	351,900	399,400	442,700
	33	252,500	271,800	317,500	353,800	401,200	444,100
	34	253,300	272,700	318,900	355,700	403,000	445,500
	35	254,100	273,500	320,200	357,600	404,800	446,900
	36	254,900	274,300	321,600	359,500	406,600	448,300
	37	255,700	275,100	322,900	361,400	408,300	449,700
	38	256,500	276,000	324,300	363,300	410,000	451,100
	39	257,300	276,800	325,600	365,200	411,700	452,400
	40	258,100	277,600	327,000	367,100	413,400	453,700
	41	258,900	278,400	328,300	369,000	415,000	455,000
	42	259,700	279,300	329,700	371,000	416,500	455,900
	43	260,500	280,100	331,000	372,900	418,000	456,700
	44	261,300	280,900	332,400	374,900	419,500	457,600
	45	262,100	281,700	333,700	376,800	420,900	458,400
	46	262,900	282,600	335,100	378,700	422,400	459,300

	47	263,700	283,400	336,500	380,600	423,900	460,100
	48	264,500	284,300	337,900	382,500	425,400	461,000
	49	265,300	285,100	339,300	384,400	426,800	461,800
	50	266,100	286,200	340,700	386,300	428,300	462,600
	51	266,900	287,300	342,100	388,200	429,700	463,400
	52	267,700	288,400	343,500	390,100	431,200	464,200
	53	268,500	289,400	344,900	392,000	432,600	464,900
	54	269,300	290,500	346,400	393,800	433,900	
	55	270,100	291,600	347,800	395,500	435,200	
	56	270,900	292,700	349,200	397,300	436,500	
	57	271,700	293,700	350,600	399,000	437,800	
	58	272,500	294,800	352,100	400,800	438,800	
	59	273,300	295,900	353,500	402,500	439,700	
	60	274,100	297,000	355,000	404,200	440,600	
	61	274,900	298,100	356,400	405,900	441,500	
	62	275,700	299,200	357,900	407,500	442,200	
	63	276,500	300,300	359,400	409,100	442,900	
	64	277,300	301,400	360,900	410,700	443,600	
	65	278,100	302,500	362,400	412,200	444,300	
	66	278,900	303,700	363,900	413,600	445,000	
	67	279,700	304,800	365,300	415,000	445,600	
	68	280,500	305,900	366,700	416,400	446,300	
	69	281,200	307,000	368,100	417,800	446,900	
	70	282,000	308,200	369,500	419,200	447,600	
	71	282,800	309,300	370,900	420,500	448,200	
	72	283,600	310,400	372,300	421,900	448,900	
	73	284,300	311,500	373,600	423,200	449,500	
	74	285,100	312,700	374,800	424,500		
	75	285,900	313,800	375,900	425,800		
	76	286,700	314,900	377,100	427,100		
	77	287,400	316,000	378,200	428,400		
	78	288,200	317,200	379,200	429,700		
	79	289,000	318,300	380,100	431,000		
	80	289,800	319,400	381,000	432,300		
	81	290,500	320,500	381,900	433,600		
	82	291,100	321,700	382,700	434,400		
	83	291,600	322,800	383,500	435,200		
	84	292,200	323,900	384,300	436,000		
	85	292,700	325,000	385,100	436,700		
	86		326,200	385,900	437,400		
	87		327,300	386,700	438,000		
	88		328,400	387,500	438,700		
	89		329,500	388,300	439,300		
	90		330,700	389,100			
	91		331,800	389,800			
	92		332,900	390,600			
	93		334,000	391,300			
	94		334,600	392,100			
	95		335,200	392,800			

	96		335,800	393,500			
	97		336,400	394,200			
	98			395,000			
	99			395,700			
	100			396,400			
	101			397,100			
	102			397,900			
	103			398,600			
	104			399,300			
	105			400,000			
	106			400,700			
	107			401,400			
	108			402,100			
	109			402,800			
	110			403,500			
	111			404,200			
	112			404,900			
	113			405,600			
	114			406,300			
	115			406,900			
	116			407,500			
	117			408,100			
	118			408,700			
	119			409,300			
	120			409,900			
	121			410,400			
	122			411,000			
	123			411,600			
	124			412,200			
	125			412,700			
	126			413,300			
	127			413,800			
	128			414,400			
	129			414,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		237,700	265,200	276,100	287,100	309,400	349,300

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	193,000	262,800	291,000	318,600	349,800	366,300	402,400	455,900	511,800
	2	194,400	264,200	292,700	320,100	351,300	368,500	404,900	458,600	514,600
	3	195,700	265,600	294,300	321,600	352,700	370,600	407,300	461,200	517,400
	4	197,000	267,000	295,900	323,100	354,100	372,700	409,800	463,800	520,200
	5	198,300	268,400	297,500	324,600	355,500	374,800	412,200	466,400	523,000
	6	199,900	269,800	299,200	326,100	357,000	377,000	414,700	469,100	525,700
	7	201,500	271,200	300,800	327,600	358,400	379,100	417,100	471,700	528,400
	8	203,100	272,600	302,400	329,100	359,800	381,200	419,600	474,300	531,100
	9	204,700	274,000	304,000	330,600	361,200	383,300	422,000	476,900	533,800
	10	206,400	275,400	305,700	332,100	362,700	385,400	424,500	479,600	536,300
	11	208,100	276,800	307,300	333,600	364,100	387,500	426,900	482,200	538,700
	12	209,800	278,200	308,900	335,100	365,500	389,600	429,400	484,800	541,100
	13	211,400	279,600	310,500	336,600	366,900	391,700	431,800	487,400	543,500
	14	213,200	281,000	312,200	338,100	368,400	393,800	434,200	489,900	545,500
	15	214,900	282,400	313,800	339,600	369,800	395,900	436,500	492,300	547,500
	16	216,600	283,800	315,400	341,100	371,200	398,000	438,900	494,800	549,500
	17	218,300	285,100	317,000	342,600	372,600	400,100	441,200	497,200	551,400
	18	220,100	286,500	318,700	344,100	374,100	402,200	443,500	499,400	553,100
	19	221,800	287,800	320,300	345,600	375,500	404,300	445,800	501,600	554,700
	20	223,500	289,100	321,900	347,100	376,900	406,400	448,100	503,800	556,300
	21	225,200	290,400	323,500	348,600	378,300	408,500	450,300	506,000	557,900
	22	227,000	291,800	325,200	350,100	379,800	410,600	451,900	507,600	559,300
	23	228,700	293,100	326,800	351,600	381,200	412,700	453,500	509,100	560,700
	24	230,400	294,400	328,400	353,100	382,600	414,800	455,100	510,600	562,100
	25	232,100	295,700	330,000	354,600	384,000	416,800	456,600	512,100	563,400
	26	233,500	297,000	331,700	356,100	385,500	418,700	458,200	513,400	
	27	234,800	298,200	333,300	357,600	386,900	420,500	459,700	514,600	
	28	236,100	299,400	334,900	359,100	388,300	422,300	461,300	515,800	
	29	237,400	300,600	336,500	360,500	389,700	424,100	462,800	517,000	
	30	238,600	301,800	338,200	361,900	391,200	425,600	464,300	517,900	
	31	239,800	303,000	339,800	363,300	392,600	427,100	465,700	518,800	
	32	241,000	304,200	341,400	364,700	394,000	428,600	467,200	519,700	
	33	242,100	305,300	343,000	366,000	395,400	430,000	468,600	520,500	
	34	243,200	306,500	344,500	367,300	396,900	431,300	469,900	521,200	
	35	244,200	307,600	346,000	368,600	398,300	432,500	471,200	521,900	
	36	245,300	308,800	347,500	369,900	399,700	433,800	472,500	522,600	
	37	246,300	309,900	348,900	371,200	401,100	435,000	473,700	523,300	
	38	247,400	311,100	350,400	372,400	402,300	436,300	474,900		
	39	248,400	312,200	351,800	373,600	403,400	437,500	476,000		
	40	249,500	313,400	353,300	374,800	404,500	438,700	477,100		
	41	250,500	314,500	354,700	376,000	405,600	439,900	478,200		
	42	251,600	315,700	356,200	377,200	406,400	440,700	479,200		
	43	252,600	316,800	357,600	378,300	407,100	441,400	480,100		
	44	253,700	318,000	359,000	379,500	407,900	442,200	481,100		
	45	254,700	319,100	360,400	380,600	408,600	442,900	482,000		
	46	255,800	320,300	361,800	381,700	409,300	443,700	482,700		
	47	256,800	321,400	363,200	382,700	409,900	444,400	483,300		
	48	257,900	322,600	364,600	383,700	410,500	445,100	484,000		
	49	258,900	323,700	366,000	384,700	411,100	445,800	484,600		
	50	260,000	324,900	367,400	385,500	411,700	446,400	485,300		
	51	261,000	326,000	368,700	386,300	412,300	447,000	485,900		

	52	262,100	327,200	370,000	387,100	412,900	447,600	486,600		
	53	263,100	328,300	371,300	387,800	413,500	448,200	487,200		
	54	264,200	329,500	372,500	388,600	414,000	448,700	487,900		
	55	265,200	330,600	373,600	389,300	414,400	449,200	488,500		
	56	266,300	331,800	374,700	390,000	414,900	449,700	489,100		
	57	267,300	332,900	375,800	390,700	415,300	450,200	489,700		
	58	268,400	333,900	376,800	391,400	415,700	450,700			
	59	269,400	334,900	377,700	392,000	416,000	451,200			
	60	270,500	335,900	378,600	392,600	416,300	451,700			
	61	271,500	336,800	379,500	393,200	416,600	452,100			
	62	272,600	337,700	380,300	393,900	416,900	452,600			
	63	273,600	338,600	381,100	394,500	417,200	453,000			
	64	274,700	339,500	381,900	395,100	417,500	453,500			
	65	275,700	340,400	382,600	395,700	417,800	453,900			
	66	276,800	341,200	383,400	396,400	418,100	454,400			
	67	277,800	342,000	384,200	397,000	418,400	454,800			
	68	278,900	342,800	385,000	397,600	418,700	455,200			
	69	279,900	343,600	385,700	398,200	419,000	455,600			
	70	281,000	344,400	386,500	398,800	419,300	456,000			
	71	282,000	345,100	387,300	399,300	419,600	456,400			
	72	283,100	345,900	388,100	399,900	419,900	456,800			
	73	284,100	346,600	388,800	400,400	420,200	457,100			
	74	285,200	347,400	389,500	400,900	420,500	457,500			
	75	286,200	348,100	390,200	401,400	420,800	457,800			
	76	287,300	348,800	390,900	401,900	421,100	458,100			
	77	288,300	349,500	391,500	402,300	421,300	458,400			
	78	289,200	350,300	392,200	402,800					
	79	290,100	351,000	392,800	403,300					
	80	291,000	351,700	393,400	403,800					
	81	291,900	352,400	394,000	404,200					
	82	292,700	353,000	394,600	404,600					
	83	293,500	353,500	395,200	405,000					
	84	294,300	354,000	395,800	405,400					
	85	295,000	354,500	396,300	405,800					
	86	295,600	355,000	396,800	406,200					
	87	296,200	355,500	397,300	406,600					
	88	296,800	356,000	397,800	407,000					
	89	297,300	356,500	398,200	407,400					
	90		357,000	398,700	407,700					
	91		357,500	399,100	408,000					
	92		358,000	399,600	408,300					
	93		358,400	400,000	408,600					
	94		358,900	400,500	408,900					
	95		359,400	400,900	409,200					
	96		359,900	401,300	409,500					
	97		360,300	401,700	409,800					
	98		360,800	402,100	410,100					
	99		361,200	402,500	410,400					
	100		361,700	402,900	410,700					
	101		362,100	403,300	411,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		219,600	247,700	270,600	273,800	293,800	310,300	331,500	365,700	414,600

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあ	(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員

つては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
--	--

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </table> 2～6 [略] （給与条例の適用除外等） 第9条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「<u>、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr> </table> 2～6 [略] （給与条例の適用除外等） 第9条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「<u>、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>392,000</u>																																				
2	<u>440,000</u>																																				
3	<u>492,000</u>																																				
4	<u>555,000</u>																																				
5	<u>634,000</u>																																				
6	<u>740,000</u>																																				
7	<u>864,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				

条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項、第31条第2項及び別表第1から別表第3までの規定並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第7条第1項の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第 58 号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成 29 年さいたま市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,900

	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,500
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	483,200
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,900
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	484,600
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	485,200
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	485,900
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	486,600
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	487,300
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	487,900
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	488,600
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	489,300
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	490,000
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	490,600
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	491,300
	55	278,500	338,000	386,400	432,300	492,000
	56	279,300	339,300	387,800	433,900	492,700
	57	280,000	340,800	389,300	435,400	493,300
	58	280,600	342,400	390,900	436,900	494,000
	59	281,400	343,900	392,500	438,100	494,700
	60	282,300	345,500	393,900	439,300	495,400
	61	283,100	347,000	395,100	440,500	496,000
	62	283,700	348,600	396,500	441,800	
	63	284,500	350,200	397,900	443,000	
	64	285,200	351,700	399,200	444,200	
	65	286,200	353,200	400,400	445,300	
	66	287,000	354,800	401,600	446,500	
	67	287,800	356,400	402,900	447,700	
	68	288,500	357,900	404,200	448,900	
	69	289,200	359,400	405,500	450,100	
	70	290,000	361,000	406,800	451,300	
	71	290,800	362,600	408,200	452,500	
	72	291,500	364,100	409,400	453,700	
	73	292,200	365,600	410,600	454,800	
	74	292,900	367,200	412,000	455,400	
	75	293,600	368,800	413,400	455,900	
	76	294,200	370,300	414,700	456,400	
	77	294,800	371,800	415,900	456,900	
	78	295,500	373,200	417,100	457,500	
	79	296,200	374,600	418,400	458,000	
	80	296,800	375,900	419,800	458,500	
	81	297,400	377,200	421,100	459,000	
	82	298,100	378,600	422,300	459,600	
	83	298,800	380,000	423,300	460,100	
	84	299,500	381,300	424,500	460,600	
	85	300,200	382,400	425,700	461,100	
	86	301,000	383,800	426,800	461,700	
	87	301,700	385,100	428,000	462,200	
	88	302,400	386,400	429,000	462,700	

	89	303,100	387,600	430,100	463,200	
	90	304,000	388,900	431,100	463,800	
	91	304,800	390,000	432,100	464,300	
	92	305,600	391,200	433,100	464,800	
	93	306,100	392,400	434,000	465,300	
	94	306,900	393,500	434,800	465,900	
	95	307,700	394,700	435,600	466,400	
	96	308,500	395,900	436,400	466,900	
	97	309,200	397,300	437,100	467,400	
	98	310,000	398,300	437,500	468,000	
	99	310,800	399,300	437,900	468,500	
	100	311,500	400,300	438,300	469,000	
	101	312,300	401,200	438,700	469,500	
	102	313,200	402,200	439,000		
	103	314,100	403,300	439,300		
	104	314,900	404,400	439,500		
	105	315,500	405,100	439,800		
	106	316,300	406,000	440,100		
	107	317,100	406,900	440,400		
	108	317,900	407,800	440,600		
	109	318,600	408,600	440,800		
	110	319,000	409,400	441,100		
	111	319,400	410,200	441,400		
	112	319,900	411,000	441,600		
	113	320,400	411,600	441,800		
	114	320,800	412,300	442,100		
	115	321,300	413,000	442,400		
	116	321,700	413,700	442,600		
	117	322,200	414,300	442,800		
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800

	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	461,800
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	462,300
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	462,800
	53	276,300	314,300	378,500	398,300	463,300
	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
	57	279,300	321,400	383,200	402,900	
	58	280,100	323,300	384,500	404,100	
	59	280,900	325,000	385,800	405,300	
	60	281,600	326,700	387,000	406,500	
	61	282,200	328,400	387,900	407,600	
	62	282,900	330,200	389,100	408,600	
	63	283,600	332,000	390,100	409,900	
	64	284,200	333,700	391,200	411,100	
	65	284,900	335,400	392,000	412,300	
	66	285,600	336,700	393,100	413,400	
	67	286,300	338,000	394,100	414,500	
	68	287,000	339,300	395,100	415,600	
	69	287,700	340,800	396,200	416,600	
	70	288,500	342,300	397,200	417,800	
	71	289,200	343,800	398,300	419,000	
	72	289,900	345,300	399,400	420,200	
	73	290,400	346,700	400,400	420,800	
	74	291,100	348,200	401,500	421,600	
	75	291,800	349,700	402,600	422,300	
	76	292,400	351,200	403,600	422,800	
	77	293,000	352,600	404,500	423,100	
	78	293,700	354,100	405,400	423,400	
	79	294,300	355,600	406,400	423,800	
	80	294,900	357,100	407,400	424,200	
	81	295,500	358,500	408,200	424,500	
	82	296,100	359,800	409,000	424,900	
	83	296,700	361,100	409,700	425,200	
	84	297,300	362,300	410,500	425,500	
	85	297,800	363,500	411,200	425,800	
	86	298,300	364,700	411,800	426,200	
	87	298,800	365,900	412,500	426,500	
	88	299,300	367,000	413,200	426,800	
	89	299,700	368,100	413,800	427,100	
	90	300,300	369,200	414,500	427,400	
	91	300,800	370,300	415,000	427,700	
	92	301,300	371,400	415,600	427,900	

	93	301,600	372,500	416,000	428,100	
	94	302,100	373,700	416,400	428,400	
	95	302,600	374,800	416,700	428,700	
	96	303,000	375,900	417,000	428,900	
	97	303,400	376,900	417,200	429,100	
	98	303,900	377,900	417,500	429,400	
	99	304,400	378,800	417,800	429,700	
	100	304,800	379,700	418,000	429,900	
	101	305,200	380,500	418,200	430,100	
	102	305,600	381,500	418,500	430,400	
	103	306,000	382,400	418,800	430,700	
	104	306,300	383,300	419,000	430,900	
	105	306,500	384,100	419,200	431,100	
	106	306,800	385,000	419,500	431,400	
	107	307,100	385,900	419,800	431,700	
	108	307,300	386,800	420,000	431,900	
	109	307,500	387,600	420,200	432,100	
	110	307,700	388,600	420,500	432,400	
	111	308,000	389,500	420,800	432,700	
	112	308,300	390,400	421,000	432,900	
	113	308,500	391,000	421,200	433,100	
	114	308,700	391,900	421,500	433,400	
	115	308,900	392,800	421,800	433,700	
	116	309,200	393,700	422,000	433,900	
	117	309,500	394,500	422,200	434,100	
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			

	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円
	1	192,400	221,900	297,900
	2	194,000	223,100	299,700
	3	195,600	224,200	301,400
	4	197,200	225,400	303,100
	5	198,700	226,500	304,800
	6	200,300	227,700	306,600
	7	201,900	228,800	308,300
	8	203,500	230,000	310,000
	9	205,000	231,100	311,700
	10	206,600	232,300	313,400
	11	208,200	233,400	315,100
	12	209,800	234,600	316,800
	13	211,300	235,700	318,500
	14	212,900	236,900	320,200
	15	214,500	238,000	321,900
	16	216,100	239,200	323,600
	17	217,600	240,300	325,300
	18	219,200	241,500	327,000
	19	220,800	242,600	328,700
	20	222,400	243,800	330,400
	21	223,900	244,900	332,100
	22	225,400	246,100	333,800
	23	226,800	247,200	335,500
	24	228,200	248,400	337,200
	25	229,600	249,500	338,800
	26	230,800	250,700	340,400
	27	232,000	251,800	342,000
	28	233,200	253,000	343,600
	29	234,300	254,100	345,200
	30	235,300	255,300	346,800
	31	236,300	256,400	348,400
	32	237,300	257,600	350,000
	33	238,200	258,700	351,500
	34	239,200	259,900	353,100
	35	240,200	261,000	354,700
	36	241,200	262,200	356,300
	37	242,100	263,300	357,800
	38	243,100	264,500	359,300
	39	244,100	265,600	360,800
	40	245,100	266,800	362,300
	41	246,000	267,900	363,800

	42	247,000	269,100	365,100
	43	248,000	270,200	366,400
	44	249,000	271,400	367,700
	45	249,900	272,500	369,000
	46	250,900	273,700	370,300
	47	251,900	274,800	371,500
	48	252,900	276,000	372,700
	49	253,800	277,100	373,900
	50	254,800	278,300	375,100
	51	255,800	279,400	376,300
	52	256,800	280,600	377,500
	53	257,700	281,700	378,600
	54	258,700	282,900	379,600
	55	259,700	284,000	380,600
	56	260,700	285,200	381,600
	57	261,600	286,300	382,500
	58	262,600	287,700	383,500
	59	263,600	289,100	384,400
	60	264,600	290,500	385,400
	61	265,500	291,800	386,300
	62	266,500	293,300	387,200
	63	267,500	294,800	388,000
	64	268,500	296,300	388,900
	65	269,400	297,700	389,700
	66	270,400	299,200	390,500
	67	271,400	300,700	391,200
	68	272,400	302,200	391,900
	69	273,300	303,600	392,600
	70	274,300	305,100	393,300
	71	275,300	306,600	394,000
	72	276,300	308,100	394,700
	73	277,200	309,500	395,300
	74	278,200	311,000	396,000
	75	279,200	312,500	396,600
	76	280,200	314,000	397,300
	77	281,100	315,400	397,900
	78	282,100	316,900	398,600
	79	283,100	318,400	399,200
	80	284,100	319,900	399,800
	81	285,000	321,300	400,400
	82	286,000	322,800	401,100
	83	287,000	324,200	401,700
	84	288,000	325,700	402,300
	85	288,900	327,100	402,900
	86	289,900	328,300	403,600
	87	290,800	329,400	404,200

	88	291,700	330,600	404,800
	89	292,600	331,700	405,400
	90	293,400	332,800	406,100
	91	294,100	333,900	406,700
	92	294,900	335,000	407,300
	93	295,600	336,000	407,900
	94	296,300	337,000	408,500
	95	296,900	337,900	409,100
	96	297,500	338,900	409,700
	97	298,100	339,800	410,300
	98		340,500	410,900
	99		341,100	411,500
	100		341,700	412,100
	101		342,300	412,700
	102		343,000	413,300
	103		343,600	413,800
	104		344,300	414,400
	105		344,900	414,900
	106		345,600	
	107		346,200	
	108		346,800	
	109		347,400	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 219,300	円 251,800	円 271,900

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円
	1	179,300	256,000	290,100	321,600
	2	180,500	257,600	291,700	323,300
	3	181,600	259,100	293,300	324,900
	4	182,700	260,700	294,900	326,500
	5	183,800	262,200	296,500	328,100
	6	185,400	263,800	298,100	329,700
	7	187,000	265,300	299,700	331,300
	8	188,600	266,800	301,300	332,900
	9	190,100	268,300	302,900	334,500
	10	191,900	269,800	304,500	336,100
	11	193,600	271,300	306,100	337,700
	12	195,300	272,800	307,700	339,300
	13	197,000	274,200	309,300	340,900
	14	198,800	275,600	310,900	342,500
	15	200,500	277,000	312,500	344,100
	16	202,200	278,400	314,100	345,700
	17	203,900	279,800	315,700	347,300
	18	205,700	281,200	317,300	348,900
	19	207,400	282,600	318,900	350,500
	20	209,100	284,000	320,500	352,100
	21	210,800	285,400	322,100	353,700
	22	212,600	286,800	323,700	355,300
	23	214,300	288,200	325,200	356,900
	24	216,000	289,600	326,800	358,500
	25	217,700	290,900	328,300	360,100
	26	219,000	292,200	329,900	361,700
	27	220,300	293,500	331,400	363,300
	28	221,600	294,800	333,000	364,900
	29	222,900	296,100	334,500	366,500
	30	224,200	297,400	336,100	368,100
	31	225,400	298,600	337,600	369,700
	32	226,700	299,800	339,200	371,300
	33	227,900	301,000	340,700	372,900
	34	229,200	302,200	342,300	374,500
	35	230,400	303,400	343,800	376,100
	36	231,700	304,600	345,400	377,700
	37	232,900	305,800	346,900	379,300
	38	234,100	307,000	348,500	380,900
	39	235,300	308,200	350,000	382,500
	40	236,500	309,400	351,600	384,100
	41	237,700	310,600	353,100	385,600
	42	238,900	311,800	354,700	387,200

	43	240,100	313,000	356,200	388,700
	44	241,300	314,200	357,700	390,300
	45	242,500	315,400	359,200	391,800
	46	243,700	316,600	360,700	393,100
	47	244,900	317,800	362,200	394,300
	48	246,100	319,000	363,700	395,600
	49	247,300	320,200	365,200	396,800
	50	248,500	321,400	366,600	398,000
	51	249,700	322,600	367,900	399,100
	52	250,900	323,800	369,200	400,300
	53	252,100	325,000	370,500	401,400
	54	253,300	326,200	371,600	402,200
	55	254,500	327,400	372,600	402,900
	56	255,700	328,600	373,700	403,700
	57	256,900	329,800	374,700	404,400
	58	258,100	330,900	375,700	405,100
	59	259,200	331,900	376,600	405,700
	60	260,400	333,000	377,600	406,300
	61	261,500	334,000	378,500	406,900
	62	262,700	334,900	379,400	407,500
	63	263,800	335,800	380,300	408,100
	64	265,000	336,700	381,200	408,700
	65	266,100	337,600	382,100	409,200
	66	267,200	338,500	383,000	409,800
	67	268,300	339,300	383,800	410,300
	68	269,400	340,200	384,700	410,800
	69	270,400	341,000	385,500	411,300
	70	271,400	341,800	386,300	411,700
	71	272,300	342,600	387,100	412,000
	72	273,200	343,400	387,900	412,400
	73	274,100	344,200	388,600	412,700
	74	275,000	345,000	389,400	413,100
	75	275,900	345,800	390,100	413,400
	76	276,800	346,600	390,900	413,800
	77	277,700	347,300	391,600	414,100
	78	278,600	348,100	392,300	414,500
	79	279,500	348,900	392,900	414,800
	80	280,400	349,700	393,500	415,200
	81	281,300	350,400	394,100	415,500
	82	282,100	351,000	394,700	415,800
	83	282,800	351,500	395,300	416,100
	84	283,500	352,000	395,900	416,400
	85	284,200	352,500	396,400	416,600
	86	284,700	353,000	396,900	416,900
	87	285,100	353,500	397,400	417,200
	88	285,500	354,000	397,900	417,500
	89	285,900	354,500	398,300	417,700

	90		355,000	398,800	
	91		355,500	399,300	
	92		356,000	399,800	
	93		356,400	400,200	
	94		356,900	400,600	
	95		357,400	401,000	
	96		357,900	401,400	
	97		358,300	401,800	
	98		358,800	402,200	
	99		359,200	402,600	
	100		359,700	403,000	
	101		360,100	403,300	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		219,100	247,200	270,100	293,300

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

さいたま市条例第 5 9 号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
別表（第 2 条関係） 小学校	別表（第 2 条関係） 小学校																												
<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園北 小学校</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立大和田 小学校</td><td colspan="2">さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地</td></tr></table>	名	称	位	置	[略]				さいたま市立美園北 小学校		[略]		さいたま市立大和田 小学校		さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地		<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園北 小学校</td><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名	称	位	置	[略]				さいたま市立美園北 小学校		[略]	
名	称	位	置																										
[略]																													
さいたま市立美園北 小学校		[略]																											
さいたま市立大和田 小学校		さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地																											
名	称	位	置																										
[略]																													
さいたま市立美園北 小学校		[略]																											
[略]	[略]																												

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第 6 0 号

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（生活指導等） 第 1 8 条　〔略〕 2 ～ 5　〔略〕 <u>6　救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u>	（生活指導等） 第 1 8 条　〔略〕 2 ～ 5　〔略〕
（生活指導等） 第 2 3 条　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2　前項に定めるもののほか、生活指導等については、第 1 8 条（第 2 項<u>及び第 6 項</u>を除く。）の規定を準用する。	（生活指導等） 第 2 3 条　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2　前項に定めるもののほか、生活指導等については、第 1 8 条（第 2 項を除く。）の規定を準用する。
（作業指導） 第 2 4 条　更生施設は、入所者に対し、前条第 1 項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2　〔略〕	（作業指導） 第 2 4 条　更生施設は、入所者に対し、前条第 1 項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2　〔略〕

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第61号

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例及びさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の一部改正)

第1条　さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例（平成26年さいたま市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(人員に関する基準) 第3条 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員<u>の員数（市が設置する介護保険法施行規則第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3)　〔略〕 2　前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準</u>	(人員に関する基準) 第3条 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3)　〔略〕

を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。	
3 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、<u>第1項に定める職員に同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えるものとする。</u>この場合において、センターは、同項各号に掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。	2 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、<u>センターの人員配置基準は、おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、前項に定める職員に同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えるものとする。</u>この場合において、センターは、同項各号に掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。
4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると、地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、<u>センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u>	3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると、<u>市が設置する介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会（次条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）</u>において認められた場合には、<u>センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u>

（さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 さいたまま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 〔略〕	(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ<u>2</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 〔略〕
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第62号

さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 安全対策（第5条—第7条）
- 第3章 児童の権利擁護（第8条—第13条）
- 第4章 業務継続計画（第14条）
- 第5章 設備及び人員の基準（第15条—第24条）
- 第6章 衛生管理等（第25条—第27条）
- 第7章 児童への支援（第28条—第30条）
- 第8章 雑則（第31条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第3項の規定に基づき、市の区域内の一時保護施設（埼玉県が設置するものを除く。以下同じ。）の設備及び運営についての基準（次条及び第3条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第2章 安全対策

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

第3章 児童の権利擁護

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず

児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第4章 業務継続計画

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第5章 設備及び人員の基準

(設備の基準)

第15条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を

有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第19条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに

職員 1 人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2 人を下ることはできない。

- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第 25 条第 1 項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前 2 項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第 20 条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第 13 条第 3 項第 3 号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね 5 年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2 年に 1 回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準じる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第 21 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会

学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）

若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

第6章 衛生管理等

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、

できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第7章 児童への支援

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

第8章 雑則

（一時保護施設内部の規程）

第31条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第32条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次項において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

- 4 令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 0 条第 3 項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第 1 2 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

さいたま市条例第63号

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 〔略〕 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 施行日から起算して <u>12年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 5～13 〔略〕	附 則 1～3 〔略〕 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 施行日から起算して <u>10年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 5～13 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第 6 4 号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 鈴谷保育園	さいたま市中央 区鈴谷 7 丁目 3 番 3 1 号	[略]	さいたま市立 鈴谷保育園	さいたま市中央 区鈴谷 6 丁目 6 番 5 号	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

さいたま市条例第65号

さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例

さいたま市清掃センター条例（平成13年さいたま市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市西部環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市桜環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市見沼環境センター</td><td>さいたま市見沼区大字膝子626番地1</td></tr></table>	名称	位置	[略]		さいたま市西部環境センター	[略]	さいたま市桜環境センター	[略]	さいたま市見沼環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市西部環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市東部環境センター</td><td>さいたま市見沼区大字膝子626番地1</td></tr><tr><td>さいたま市桜環境センター</td><td>[略]</td></tr></table>	名称	位置	[略]		さいたま市西部環境センター	[略]	さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1	さいたま市桜環境センター	[略]
名称	位置																				
[略]																					
さいたま市西部環境センター	[略]																				
さいたま市桜環境センター	[略]																				
さいたま市見沼環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1																				
名称	位置																				
[略]																					
さいたま市西部環境センター	[略]																				
さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1																				
さいたま市桜環境センター	[略]																				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第66号

さいたま市特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設（以下この条において「施設」という。）の名称
 - (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - (3) 施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要
 - (4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
 - (5) 施設の管理者及びその連絡先
 - (6) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
 - (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
 - (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
 - (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - (5) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第67号

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公営住宅の入居者資格） 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童若しくはパートナーシップ関係の相手方（双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。以下同じ。）（以下「親族等」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。 ア～キ [略] ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ⑦ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2におい	（公営住宅の入居者資格） 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童若しくはパートナーシップ関係の相手方（双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。以下同じ。）（以下「親族等」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。 ア～キ [略] ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ⑦ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2におい

て準用する場合を含む。)の規定による一時保護若しくは配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターその他市長が認める機関から、配偶者からの暴力の被害を受けていることを証する書類を交付された者

ケ 犯罪等(さいたま市犯罪被害者等支援条例(令和3年さいたま市条例第10号)第2条第1号に規定する犯罪等をいう。以下この号において同じ。)により被害を受けた犯罪被害者等(同条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。)で、次のいずれかに該当するもの

(7) 犯罪等により被害を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者

(8) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった者

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開抽選により当該市営住宅への入居者の選考を行い、入居者を決定する。

(1)～(6) [略]

2 市長は、前項の選考において、特に居住の安定確保が必要な者として規則で定めるものについて、優先的な措置を講じることができる。

て準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1)～(6) [略]

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 市長は、前項の規定によって抽出した者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

4 前項の場合において住宅困窮順位を定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

(入居補欠者)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を、前条の例により定めることができる。

2 [略]

(入居者の選考の特例)

第 1 1 条の 2 市長は、別に定める市営住宅の戸数について、特に居住の安定確保が必要な者として規則で定めるものに限り前 2 条（第 1 0 条第 2 項を除く。）の規定の例により入居決定者及び入居補欠者を選考することができる。

(管理代行者による管理)

第 6 0 条 [略]

2 前項の規定により管理代行者が公営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第 1 0 条第 2 項	市長	管理代行者
[略]		
[略]		
第 1 1 条第 2 項、 第 1 1 条の 2 及 び第 1 2 条第 1 項	[略]	
[略]		

5 第 3 項の規定による住宅困窮度の判定基準は、市長が別に定める。

6 市長は、第 1 項に規定する者のうち、配偶者のいない者で 2 0 歳未満の子を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第 2 項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 [略]

(管理代行者による管理)

第 6 0 条 [略]

2 前項の規定により管理代行者が公営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第 1 0 条第 2 項	市長	管理代行者
	市営住宅	公営住宅
第 1 0 条第 3 項	市長	管理代行者
第 1 0 条第 6 項	市長は	管理代行者は
	市営住宅	公営住宅
[略]		
第 1 1 条第 2 項 及び第 1 2 条第 1 項	[略]	
[略]		

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第68号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、<u>次号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) による中等学校 (次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) [略]

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後 (学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者 (同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者) については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程 (土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後 (学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) [略]

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 (学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者 (同法による専門職大学

を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 〔略〕 (4) 規則の定めるところにより、<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 1日最大給水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、<u>前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 〔略〕 (4) 規則の定めるところにより、<u>前2号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 1日最大給水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、<u>前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。